



# 市税の納め忘れは ありませんか

## 12月は市税完納強調月間

12月を市税完納強調月間として、市税を滞納している人に対し、電話督促、訪問督促、財産調査、差し押さえ処分などの実施を強化します。

問い合わせ 納税課（市庁舎2階、☎65・4128、65・4129、65・4126）

### 夜間と日曜日に 相談窓口を開設します

12月1日から6日まで、水曜日を除く平日の夜間と日曜日に、納税課にて納税相談の窓口を開設します。また、年間を通して祝日を除く毎週火曜日は、20時まで相談窓口を開設しています。

仕事の都合などで日中に相談することが難しい人は、利用してください。

※19時以降は庁舎の正面入口および西側入口が閉鎖されますので、南側入口からお入りください。

### 12月の納税相談窓口日程

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7 休み
8 休み	9	10	11	12	13	14 休み
15 休み	16	17	18	19	20	21 休み
22 休み	23	24	25	26	27	28 休み
29 休み	30	31 休み				

#### 開設時間

○印は8時45分～20時

☆印は8時45分～17時30分

他の平日は8時45分～17時30分

納期内納付にご協力ください

市税は、市民サービスの提供や

### 平成31年度(令和元年度) 今後の市税の納期限

固定資産税・都市計画税  
(第4期)

令和2年1月6日(月)

市道民税  
(普通徴収分・第4期)

令和2年1月31日(金)

#### 納税が困難なときは必ず相談を

納期限までに納付されない場合は、本来の税額に加えて、延滞金が増加される場合があります。

また、督促状や催告書、電話などで催告しても納付されない場合は、やむを得ず財産(預金や給与、不動産など)を調査の上、差し押さえなどの滞納処分を実施することがあります。

「災害や事故、病気、失業などで納めることができない」「一度に納めることが難しい」など、やむを得ない事情がある場合は、そのままにせず早めに納税課に相談

してください。

コンビニでも納められます

バーコード付きの納付書は、金融機関のほか、セブンイレブン、ローソン、セイコーマート(北海道・関東地区)でも納めることができます。納付書を紛失した場合は再発行できますので、納税課まで連絡してください。

※ただし、一枚の納付書の金額が30万円を超える場合は、コンビニ各店では納付できません。

#### 市税の納付は便利で確実な 口座振替にしませんか

市税の納付を口座振替にすると、納付する手間が省け、納め忘れもなく便利です。

口座振替の申し込みは、市内に本店または支店がある金融機関が対象です。▽振替をする預金通帳▽通帳の印鑑▽納税通知書を持って、各金融機関または納税課(ゆうちよ銀行希望の場合は納税課)の窓口で手続きをしてください。

#### ペイジー口座振替受付サービスをご利用ください

キャッシュカードと暗証番号だけで、納税課の窓口で簡単に口座振替の手続きができます。

#### 【利用できる金融機関】

- 帯広信用金庫
- 北海道銀行
- 北洋銀行
- ゆうちよ銀行



### 市長コラム

## 夢かなうまち おびひろ

### 消防団

帯広市長 米沢 則寿



練や啓発活動に、災害が発生した時は消防署と連携し初期消火や住民の救助にあたっています。現在、市の消防団には地域ごとの分団と、女性で組織される桜華分団の計13分団があり、約350名の市民の皆さんが活動しています。

今年も年末の25日から消防団による夜回りが行われ、私も活動の慰問のため、川西・大正地域を含めた各分団の詰所を訪れます。市街地より冷え込みが厳しい農村地域では、敬礼で迎えてくれる皆さんと真つ白な息を吐きながらお互いに冷たくなつた手で、労いの握手をするのが恒例です。私も今年で10回目の訪問となり、毎回、顔を合わせる方も多いですが、中には世代交代されている方もおられます。農家の息子さんに「大変だね」と声を掛けると、「いやあ、小さい時から、親父がやっているのを見ていたから」と当然のように答えてくれたことが印象に残っています。

「三度のごはん きちんと食べて 火の用心 元気で 生きよう きつとね」井上ひさしの戯曲「兄おとうと」の終盤に繰り返される歌です。私がつつと心にとどめている一節で、9年前のコラムでも紹介しました。短い歌詞の中に、仕事や安全、健康など、まちづくりの基本的な要素が表されていると感じています。

火気の使用が増える12月は、「火の用心」をより心掛けたい季節です。師走の慌ただしさが重なり、不注意になりやすいこの時期、毎年、消防団の皆さんが地域を巡回し、家庭訪問しながら、火災予防を呼び掛けています。

皆さんは「消防署」と「消防団」の違いをご存じでしょうか。消防署は、専業の消防士が24時間体制で勤務していますが、消防団は会社員や農家、学生、主婦など、本業を持ちながら、平常時は主に訓

消防団の強みは、幼い時から知っているあの子や近所のお父さんたちが団員としてそばにいてくれること、また、地形や道路、水利を把握し、速やかな消火活動や避難誘導ができるなど、住民ならではの土地勘があることだと思えます。自分たちの地域やそこに住んでいる人をよく知っている身近な人たちが関わるからこそ、いざという時の信頼感や安心感につながるのではないのでしょうか。

多くの火事は、一人ひとりの少しの注意と心掛けで未然に防ぐことができます。年の瀬の消防団との触れ合いを通じて、改めて火の元を点検し、明るく元気に新年を迎えてほしいと思います。